

目次

第1章 総則

- 第1節 目的（第1条－第4条）
- 第2節 組織（第5条－第9条）
- 第3節 教職員組織（第10条－第12条）
- 第4節 教授会（第13条－第18条）
- 第5節 学年、学期及び休業日（第19条－第21条）
- 第6節 賞罰（第22条・第23条）
- 第7節 授業料等の徴収（第24条）
- 第8節 福利厚生施設（第25条・第26条）
- 第9節 公開講座（第27条）

第2章 学部通則

- 第1節 修業年限及び在学年限（第28条・第29条）
- 第2節 入学、再入学、編入学及び転入学（第30条－第37条）
- 第3節 教育課程及び履修方法（第38条－第51条）
- 第4節 休学、転学、留学、退学及び除籍（第52条－第57条）
- 第5節 卒業、学士号及び免許等（第58条－第61条）
- 第6節 研究生、聴講生・科目等履修生、特別聴講生、社会人学生及び外国人留学生（第62条－第66条）

第3章 大学院研究科通則

- 第1節 修業年限及び在学年限（第67条－第69条）
- 第2節 入学、転入学及び再入学（第70条－第75条）
- 第3節 教育課程及び履修方法（第76条－第84条）
- 第4節 休学、転学、留学、退学及び除籍（第85条－第91条）
- 第5節 課程の修了及び学位（第92条－第94条）
- 第6節 研究生、聴講生・科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第95条－第99条）

第4章 委任（第100条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 東北公益文科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会的利益調和の追求と、公益の研究や実践を通じた国際連携の理念のもと、深く専門の学術を教授し、社会と時代の要請に応え得る有為の人材を育成するとともに、地域の特性を活かした学術研究の振興、文化の向上に寄与することを目的とする。

（学部の目的）

第2条 本学に設置する公益学部公益学科及び国際学部国際コミュニケーション学科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的は、次のとおりとする。

（1）公益学部公益学科

グローバルな視野を持ち、地域の人々とともに、地域社会が直面する経済、行政、福祉などの課題に、リーダーシップをもって果敢に取り組む人材を養成する。

(2) 国際学部国際コミュニケーション学科

英語を主軸としつつ、多言語・多文化への理解と対応力も備えた言語運用能力と国際社会に対する洞察力を持ち、異文化や自国の文化への深い見識と多文化共生を推進する能力を活かし、地域社会の国際化やグローバル社会の持続可能な発展に貢献する人材を育成する。

(大学院研究科の目的)

第3条 本学に設置する大学院研究科は、公益に関する理論及び実践応用を教授するとともに、その研究を行い、高い専門性を要する職業等に必要となる高度な知識及び能力を持った人材並びに公益研究の発展を担う研究者を養成し、もって公益と経済が調和した国際社会の発展と学術文化の向上に貢献することを目的とする。

2 大学院研究科の修士課程、博士後期課程等の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 修士課程

社会変革期における課題解決及び価値創造に求められる、公益学を構成するディシプリン、データサイエンス等の基本リテラシー、多様な主体との対話と協働の技法を身に付け、組織経営領域、国際関係領域、情報科学領域及び地域共創領域において活躍する人材と、公益の視点から新たな学術的知見を開拓し、先導する研究者に求められる専門知識、ディシプリン及び研究の方法を身に付け、博士後期課程に進学する人材を養成することを目的とする。

(2) 博士後期課程

公益の視点から新たな学術的知見を開拓し、先導する研究者を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第4条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前3条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行いその結果を公表するとともに、積極的に情報を提供する。

2 前項の点検、評価、結果の公表及び情報の提供に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 組織

(学部)

第5条 本学において設置する学部及び学科並びにその学生定員は、次のとおりとする。

学部及び学科	入学定員	3年次編入学定員	総定員
公益学部 公益学科	195人	10人	800人
国際学部 国際コミュニケーション学科	40人	—	160人

(大学院研究科)

第6条 本学において設置する大学院研究科及び専攻並びにその学生定員は、次のとおりとする。

大学院研究科及び専攻	入学定員	総定員
公益学研究科 公益学専攻	30人	60人
公益学研究科 公益学研究専攻	4人	12人

2 前項の公益学研究科における課程は、公益学専攻を修士課程とし、公益学研究専攻を博士後期課程とする。

(エクステンション教育機構)

第7条 本学に、エクステンション教育機構を置く。

2 エクステンション教育機構に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第8条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究実施組織等)

第9条 本学は、教育研究上の目的を達成するため、前4条の規定により設置された組織のほか、次の組織（以下「教育研究実施組織」という。）を置く。

(1) 大学運営強化組織

(2) 教育研究推進組織

(3) 教育研究支援組織

2 教育研究実施組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員組織)

第10条 本学に、学長、学部長、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、本学に、副学長、技術職員その他必要な教職員を置くことができる。

(基幹教員)

第11条 前条第1項に規定する教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）のうち、学部の教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）を担当する者を基幹教員とする。

2 前項で規定する者のほか、本学学部において教育課程の編成等に参画し、1年につき8単位以上の授業科目を担当する者を基幹教員とすることができる。

(授業科目の担当)

第12条 主要授業科目については、原則として基幹教員が担当するものとし、主要授業科目以外の授業科目については、基幹教員が担当するよう努めるものとする。

2 主要授業科目に関し必要な事項は、別に定める。

3 授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、助手、学生その他本学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができるものとする。この場合において、十分な教育効果を上げることができると認められるときは、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、授業の一部を指導補助者に分担させることができる。

4 前項に規定する指導補助者のうち、教員を除く者に対しては、必要な研修を行うものとする。

5 指導補助者に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

第13条 本学に、全学教授会を置く。

2 公益学部及び国際学部に、それぞれ教授会（以下「各学部教授会」という。）を置く。

3 公益学研究科に、研究科教授会を置く。

(教授会の構成)

第14条 全学教授会は、教員その他学長が必要と認める者をもって組織する。

2 各学部教授会は、学長が指名する教員で組織する。

3 研究科教授会は、東北公益文科大学大学院研究指導教員等審査規程第2条第1項第1号から第4号までに規定する教員で組織する。

(教授会の招集等)

第15条 学長は、全学教授会を招集し、議長を教授から指名する。

2 学部長は、各学部教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故があるときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となる。

3 研究科長は、研究科教授会を招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授が議長となる。

4 学長は、全学教授会の構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示し、開催の要求があったときは、要求のあった日から10日以内に全学教授会を招集しなければならない。

5 学部長は、各学部教授会の構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示し、開催の要求があったときは、要求のあった日から10日以内に各学部教授会を招集しなければならない。

6 研究科長は、研究科教授会の構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示し、開催の要求があったときは、要求のあった日から10日以内に研究科教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第16条 全学教授会、各学部教授会及び研究科教授会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

第17条 全学教授会は、第4項各号に掲げる事項のうち、学長が全学教授会の意見を聴くことが必要とした事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 各学部教授会は、各学部に関して、第4項各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

3 研究科教授会は、公益学研究科に関して、次項各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

4 教授会の審議事項は、次の事項とする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 教育課程の編成に関すること。

(4) 教員の教育研究業績の審査基準に関すること。

(5) その他教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めること。

5 全学教授会、各学部教授会及び研究科教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議するとともに、学長、学部長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営細則への委任)

第18条 この節に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第20条 学期は、次の2期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第21条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 学長が別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第6節 賞罰

(表彰)

第22条 学長は、学生として表彰すべき行為があったときは、各学部教授会及び研究科教授会の意見を聴き、その者を表彰することができる。

(懲戒)

第23条 学長は、本学の学則に違反し、又は本学の学生としてあるまじき行為があったときは、各学部教授会及び研究科教授会の意見を聴き、その者を懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由なくして出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒の手續に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 授業料等の徴収

(授業料等の徴収)

第24条 本学における授業料、入学金、入学検定料、寮費等は、別に定める。

第8節 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第25条 本学に、福利厚生のための施設を置くことができる。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(学生研修寮)

第26条 本学に、本学の学生の教育に資するため、学生研修寮を置く。

2 学生研修寮に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 公開講座

(公開講座の開設)

第27条 本学において必要があると認められるときは、公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第28条 本学学部の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第29条 学部学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第37条第1項の規定により入学した者は、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学、再入学、編入学及び転入学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学長は、再入学、編入学、転入学の場合及び学長が特別な事由があるとして許可した場合は、入学の時期を学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第31条 本学学部に入學することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号（以下「試験規則」という。））による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（試験規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学志願の手続）

第32条 本学学部に入學を志願する者（以下「学部入學志願者」という。）は、本学所定の書類等に所定の入學検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

（入學者の選考）

第33条 前条の学部入學志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入學手続及び入學許可）

第34条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに、保証人連署の誓約書の提出その他所定の手続を行わなければならない。

2 学長は、前項の入學の手続を完了した者に対して、入學を許可する。

（保証人）

第35条 前条の保証人は、學生の父母又はこれに代わる者で、当該學生について在學中の一切の責任を負うものとする。

2 保証人を変更したとき、又は保証人が転居したときは、直ちに届け出なければならない。

（再入學）

第36条 学長は、願いにより本学学部を退學した者又は第57条の規定により除籍された者が、再入學を希望するときは、選考の上、入學を許可することができる。

2 前項の規定により入學を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在學すべき學年については、各学部教授会の意見を聴き、学長が決定する。

3 再入學の場合の入學検定料及びその他必要な手続は、別に定める。

（編入學及び転入學）

第37条 本学学部の第3年次に編入學又は転入學することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 學士の學位を有する者

(2) 他の大學に2年以上在學し、60単位以上（卒業要件に算入されるもの）を修得した者

(3) 短期大學若しくは高等専門學校を卒業した者又は教員養成学部2年制課程を修了した者

- (4) 専修学校の専門課程で、修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上の課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者
- 2 本学学部の第2年次に編入学又は転入学することのできる者は、前項の各号の一に該当する者のほかに、他の大学に1年以上在学し、30単位以上（卒業要件に算入されるもの）を修得した者とする。
- 3 前2項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、各学部教授会の意見を聴き、学長が決定する。
- 4 編入学及び転入学に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法

(授業科目及びその単位数)

第38条 本学学部に開設する基礎教育科目、専門教育科目及び発展教育科目に関する授業科目並びにその単位数は、別表第1のとおりとする。

(教職課程に関する授業科目及びその単位数)

第39条 前条に定めるもののほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）を養成する課程に関する科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

(社会福祉士養成課程に関する授業科目及びその単位数)

第40条 前2条に定めるもののほか、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）に定める科目（以下「指定科目等」という。）、その時間数、単位数及びその履修方法は、別表第4のとおりとする。

(履修の方法)

第41条 本学則に定めるもののほか、本学学部において開設する授業科目の履修の方法については、別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第42条 学生は、毎学期の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を取得することはできない。

(単位の認定)

第43条 履修した授業科目の単位の認定は、試験、論文、研究報告その他これらに準ずる方法（以下「試験等」という。）により行う。

- 2 学長は、前項にかかわらず、学生が取得した資格に応じ、当該資格に関連する科目の単位を認定することができる。
- 3 前項の資格の種類及び認定する科目は、全学教授会又は各学部教授会の意見を聴き、学長が別に定める。

(他の大学における修得単位の認定)

第44条 学長は、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協定に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学学部における授業科目により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

- 2 前項の他大学等の授業科目を履修しようとする者は、学長にその旨を申請し、その許可を受けなければならない。
- 3 前2項の規定は、教育上有益と学長が認める大学等について準用する。
- 4 第1項及び前項の規定により与える単位は、60単位を超えないものとする。

5 学長は、第55条により外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学し履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

6 前項の規定により与える単位は、30単位を超えないものとする。

（入学前における既修得単位の認定）

第45条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学学部に入學する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（当該大学又は短期大学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修するものとして履修し修得した単位を含む。）を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

（認定する修得単位数の上限）

第46条 前2条の規定により認定する修得単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

（試験）

第47条 試験の時期は、原則として学期末又は学年末とする。

（成績の評価）

第48条 試験等の評価は、秀、優、良、可及び不可の5種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。

3 成績の評価基準は、別に定める。

（単位の計算方法）

第49条 各授業科目に対する単位の計算方法は次のとおりとする。

（1）講義及び演習については、15時間の講義又は演習をもって1単位とする。

（2）実習及び実技については、30時間の実習又は実技をもって1単位とする。

（履修単位）

第50条 公益学部の卒業に必要な単位は、次に定める単位を含め、124単位以上を修得することとする。ただし、第39条に規定する科目の単位は、これに含めない。

（1）基礎教育科目については、62単位

（2）専門教育科目と発展教育科目については、合算して62単位

2 国際学部の卒業に必要な単位は、次に定める単位を含め、124単位以上を修得することとする。ただし、第39条に規定する科目の単位は、これに含めない。

（1）基礎教育科目については、48単位

（2）専門教育科目と発展教育科目については、合算して76単位

（授業期間）

第51条 学部の授業科目の実施に当たっては、第20条に規定する春学期をS1クォーター及びS2クォーターとし、秋学期をA1クォーター及びA2クォーターとして、学期をそれぞれ2分割した授業期間を設けることとする。

第4節 休学、転学、留学、退学及び除籍

（休学）

第52条 本学学部において、疾病その他やむを得ない事情により2か月以上修学することができない者は、その理由及び期間を明らかにして、保証人連署の上、学長に休学を届け出なければならない。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の作成した診断書を添付しなければならない。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、修学が不相当と認められる者に対し、各学部教

授会の意見を聴き、休学を命ずることができる。

4 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者にあつては、引き続きさらに1年まで延長することができる。

5 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

6 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第53条 休学期間満了のとき又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、復学を申し出ることができる。この場合において、疾病のために休学していた者は、医師の作成した診断書を添付しなければならない。

2 学長は、前項の復学の申出があつたときは、各学部教授会の意見を聴き、復学の可否を決するものとする。

(転学)

第54条 他の大学への転学を希望する者は、保証人連署の上、学長に届け出なければならない。

(留学)

第55条 外国の大学等に留学しようとする者は、学長に届け出なければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、在学期間に算入する。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第56条 退学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署の上、学長に届け出なければならない。

(除籍)

第57条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者については除籍するものとする。ただし、第2号に該当するときは、各学部教授会の意見を聴くものとする。

(1) 第29条に規定する在学年限を超えた者

(2) 病気その他の理由で成業の見込みがない者

(3) 催告を受けたにもかかわらず授業料を納入しない者

第5節 卒業、学士号及び免許等

(卒業)

第58条 学長は、本学学部にて4年(第37条第1項により入学した者については、同条第3項により定められた在学すべき年数)以上在学し、第50条に定める単位を修得した者については、各学部教授会の意見を聴き、卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第59条 学長は、公益学部を卒業した者に対し、学士(公益学)の学位を授与する。

2 学長は、国際学部を卒業した者に対し、学士(国際コミュニケーション)の学位を授与する。

(教育職員の免許状)

第60条 本学学部において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、別表第3のとおりとする。

(社会福祉士国家試験受験資格)

第61条 別表第4の指定科目等を修得したときは、社会福祉士国家試験の受験資格が付与される。

第6節 研究生、聴講生・科目等履修生、特別聴講生、社会人学生及び外国人留学生

(研究生)

第62条 学長は、本学学部において、専門事項について研究しようとする者があるときは、

授業及び研究に支障のない限り、選考の上、各学部教授会の意見を聴き、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生・科目等履修生)

第63条 学長は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を聴講又は履修しようとする者(次条第1項に規定する者を除く。)があるときは、当該科目の授業に支障のない限り、選考の上、聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。この場合において、第43条、第47条及び第48条の規定を準用する。

3 聴講生又は科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第64条 学長は、本学学部において開設する授業科目のうち、一又は複数の授業科目を選んで履修を希望する他の大学又は短期大学等の学生があるときは、当該科目の授業に支障のない限りにおいて、当該大学又は短期大学等との協定に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 特別聴講生には、単位を与えることができる。

3 特別聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(社会人学生)

第65条 学長は、社会人で本学学部に入學を志願する者があるときは、選考の上、社会人学生として入学を許可することができる。

2 社会人学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第66条 学長は、外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学学部に入學を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 大学院研究科通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第67条 本学大学院研究科(以下「本大学院」という。)修士課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(長期履修生)

第68条 職業を有している等の事情により、修士課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する者(以下「長期履修生」という。)の修業年限は、3年又は4年とする。

2 長期履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第69条 本大学院学生は、修士課程に4年、博士後期課程に6年を超えて在学することはできない。ただし、第75条第1項の規定により入学した者は、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学、転入学及び再入学

(入学の時期)

第70条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学長は、転入学、再入学及び学長が特別な事由があるとして許可したときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第71条 本大学院修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により、学士の学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を修了した者
- (4) 大学に3年以上在学し、本大学院が所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時において22歳に達している者
- (6) 上記の他に、文部科学省が定める入学資格に適する者
- (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 本大学院博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、入学時において24歳に達している者
- (8) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願の手続)

第72条 本大学院に入学を志願する者(以下「大学院入学志願者」という。)は、本学所定の書類等に所定の入学検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第73条 前条の大学院入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第74条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに、宣誓書、身元保証書の提出その他所定の手続を行わなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(転入学及び再入学)

第75条 学長は、本大学院への転入学及び再入学(以下「転入学等」という。)を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数については、研究科教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法

(授業及び研究指導)

第76条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研

究指導」という。) によって行うものとする。

(授業科目の名称及び単位数等)

第77条 授業科目の名称及び単位数は、別表第1の2のとおりとする。

2 授業科目の履修の方法その他必要な事項については、別に定める。

(研究指導)

第78条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が、本大学院が定める他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第79条 各授業科目に対する単位の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の範囲の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

第80条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の認定)

第81条 授業科目を履修し、その試験に合格した者に、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与えるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第82条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第83条の規定により認定した単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

2 外国の大学院への留学、外国の学校教育制度で位置づけられた教育施設及び国際連合大学において履修した授業科目の単位についても同様に扱う。

(入学前における既修得単位の認定)

第83条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

(成績の評価)

第84条 試験等の評価は、秀、優、良、可及び不可の5種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。

3 成績の評価基準は、別に定める。

第4節 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第85条 本大学院において、疾病その他やむを得ない事情により2か月以上修学することができない者は、その理由及び期間を明らかにして、保証人連署の上、学長に休学を届け出なければならない。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の作成した診断書を添付しなければならない。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、修学が不相当と認められる者に対し、研究科教授会の意見を聴き、休学を命ずることができる。

4 博士後期課程については、修了に必要な単位数を修得してからの休学は認められない。
(休学期間)

第86条 休学の期間は、原則学期ごととする。

2 休学の期間は、修士課程は通算して2年、博士後期課程は通算して3年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学期間に算入しない。
(復学)

第87条 休学期間満了のとき又は休学期間であってもその理由が消滅したときは、復学を申し出ることができる。この場合において、疾病のために休学していた者は、医師の作成した診断書を添付しなければならない。

2 学長は、前項の復学の申出があったときは、研究科教授会の意見を聴き、復学の可否を決するものとする。

(転学)

第88条 他の大学院への転学を希望する者は、学長に届け出なければならない。

(留学)

第89条 外国の大学院に留学しようとする者は、学長に届け出なければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、在学期間に算入する。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第90条 退学しようとする者は、その事由を明記し、学長に届け出なければならない。

(除籍)

第91条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者については除籍するものとする。ただし、第2号に該当するときは、研究科教授会の意見を聴くものとする。

(1) 第69条に規定する在学年限を超えた者

(2) 病気その他の理由で成業の見込みがない者

(3) 催告を受けたにもかかわらず授業料を納入しない者

第5節 課程の修了及び学位

(修了)

第92条 学長は、修士課程にあつては、本大学院に2年以上在学するとともに、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の意見を聴き、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、次の各号のいずれかに該当する者については、本大学院修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(1) 優れた業績を上げたと認められた者

(2) 本学学部在籍中に、本大学院修士課程の科目履修を認められ、演習Ⅰ及び演習Ⅱを修得した者

(3) 大学院入学資格を有し、かつ、本大学院修士課程に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなし、当該単位数を勘案し、教育課程の一部を履修したと認められる者

2 前項の場合において、個別の研究課題に応じ適当と認められるときは、その研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 学長は、博士後期課程にあつては、本大学院に3年以上在学するとともに、16単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の意見を聴き、修了を認定する。ただし、在学期間

に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の審査及び試験)

第93条 学位論文の審査及び試験は、提出された論文又は研究成果を中心とし、それに関連する科目について、筆記試験又は口頭試問により行う。

2 学位論文の審査及び試験の可否は、研究科教授会が判定する。

3 前2項に定めるもののほか、学位の審査に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第94条 学長は、本大学院公益学研究科の修士課程を修了した者に対し、修士(公益学)の学位を授与する。

2 学長は、本大学院公益学研究科の博士後期課程を修了した者に対し、博士((公益学)又は(学術))の学位を授与する。

3 前項の規定にかかわらず、学長は、本大学院の博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に対し、博士((公益学)又は(学術))の学位を授与することができる。

4 学位の授与及び前項の審査等に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 研究生、聴講生・科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第95条 学長は、本大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者がいるときは、当該研究科の教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考の上、研究科教授会の意見を聴き、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、修士以上の学位を有する者又は本大学院がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 研究の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(聴講生・科目等履修生)

第96条 学長は、本大学院において特定の授業科目を聴講し、又は履修することを志願する者がいるときは、当該研究科の教育に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考の上、研究科教授会の意見を聴き、聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。

2 聴講生又は科目等履修生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又は本大学院がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第81条及び第83条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第97条 学長は、他の大学院の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第98条 学長は、外国人で大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の入学手続等については、第72条から第74条までを準用する。

3 前項で入学許可を得た外国人留学生に対しては、第77条に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生等に関する規定)

第99条 この節に規定するもののほか、本大学院における研究生、聴講生・科目等履修生、

特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 委任

(委任)

第100条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の日前から引き続き在学する者に係る授業科目・履修方法・卒業要件・その他履修等に関しては、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行に伴い、必要な経過措置は、別に定める。

東北公益文科大学学則
別表第1(第38条関係)
公益学部 公益学科

授 業 科 目		単位数		備 考		
		必修	選択			
基礎 教育 科目	スタディー導入科目	基礎演習	2	8単位必修		
		現代公益論	2			
		探究演習	2			
		山形地域論	2			
	リテラシー科目	外国語科目	英語1	2	同一言語8単位必修	
			英語2	2		
			英語3	2		
			英語4	2		
			EAP1	2		
			EAP2	2		
			EAP3	2		
			EAP4	2		
			中国語1	2		
			中国語2	2		
			中国語3	2		
			中国語4	2		
		情報科目	情報リテラシー	2	8単位必修	
			データリテラシー	2		
			基礎プログラミング I	2		
			基礎プログラミング II	2		
	キャリア科目	キャリアデザインa	2	共通科目と合わせて38単位以上 修得		
		キャリアデザインb	2			
		企業研究セミナー			1	
		文章表現法			2	
		日経講座:メガトレンド論			2	
		ジャーナリズムの倫理			2	
	共通科目	人文科学系	哲学		2	人文科学系、社会科学系、 STEAM導入科目、SDGs導入科 目から各4単位以上、計16単位 以上修得、かつキャリア科目と合 わせて38単位以上修得
			倫理学		2	
			文学概論		2	
			心理学		2	
			教育学		2	
			日本史a		2	
			日本史b		2	
			西洋史a		2	
			西洋史b		2	
			人文地理学a		2	
日本地誌				2		
世界地誌				2		
社会科学系		法学		2		
		政治学		2		
		基礎簿記 I		2		
		基礎簿記 II		2		
		経営学基礎		2		
		特別支援教育		2		

基礎教育科目	共通科目	社会科学系	社会学		2	人文科学系、社会科学系、STEAM導入科目、SDGs導入科目から各4単位以上、計16単位以上修得、かつキャリア科目と合わせて38単位以上修得	
			社会福祉学a		2		
			社会福祉学b		2		
			ソーシャルワークの基盤と専門職a		2		
			ソーシャルワークの基盤と専門職b		2		
			政策入門		2		
			ミクロ経済学		2		
			マクロ経済学		2		
			会計学		2		
			環境社会学		2		
			STEAM導入科目	経済学			2
				自然地理学a			2
		自然地理学b			2		
		数学a			1		
		数学b			1		
		物理学			2		
		天文学a			1		
		天文学b			1		
		統計学a			1		
		統計学b			1		
		医学一般			2		
		実用数学			1		
		環境マネジメント論			1		
		問題解決の思考法			1		
		情報発信・ファシリテーションの技法			1		
		社会調査論a			1		
		社会調査論b			1		
		日経講座:デジタル社会論○			2		
		セキュリティ論 ○			1		
		AIと社会 ○			1		
		SDGs導入科目		生涯学習論			2
			ジェンダー論		2		
			貧困と福祉		2		
都市と交通			2				
食糧とエネルギー			2				
水と大気			2				
海ごみ問題と循環型社会デザイン			2				

専門教育科目	専門基礎科目	経済・経営コース	経済学特論a		2	所属コースから20単位以上(同コースの特定のユニットから8単位以上を含む)、専門教育科目全体(専門演習を除く)で36単位以上修得、かつ発展教育科目と合算して54単位以上修得
			経済学特論b		2	
			ゲーム理論		2	
			組織の経済学(契約理論)		2	
			金融論		2	
			経営管理論		2	
			経営戦略論		2	
			経営工学a		1	
			経営工学b		1	
			マーケティング論		2	
			現代メディア論		2	
			企業法務		2	
			財務諸表論		2	
			管理会計		2	
			監査論		2	
			企業財務分析		2	
			非営利組織会計		2	
			ライフサイクルアセスメント論a		1	
			ライフサイクルアセスメント論b		1	
			企業組織の心理学		2	
		社会心理学		2		
		ヒューマンエラー防止の心理学		2		
		職場のメンタルヘルス		2		
		交通心理学		2		
		政策コース	憲法		2	
			行政法		2	
			民法Ⅰ		2	
			統治機構論		2	
			民法Ⅱ		2	
			国際法		2	
			国際海洋法		2	
			行政学		2	
			地方自治論		2	
			日本政治論Ⅰ		2	
公共経営論			2			
日本政治論Ⅱ			2			
社会保障論a			2			
社会保障論b			2			
公共経済学		2				
地方財政論		2				
公的年金論		2				

専門教育科目	専門基礎科目	地域福祉コース	社会政策a		1	所属コースから20単位以上(同コースの特定のユニットから8単位以上を含む)、専門教育科目全体(専門演習を除く)で36単位以上修得、かつ発展教育科目と合算して54単位以上修得
			社会政策b		1	
			児童・家庭福祉論		2	
			障害者福祉論		2	
			高齢者福祉論		2	
			公的扶助論		2	
			医療福祉論		2	
			地域福祉と包括的支援体制 I		2	
			地域福祉と包括的支援体制 II		2	
			福祉経営論		2	
			権利擁護と成年後見		2	
			刑事司法と福祉		2	
			ソーシャルワークの理論と方法a		2	
			ソーシャルワークの理論と方法b		2	
			ソーシャルワークの理論と方法c		2	
			ソーシャルワークの理論と方法d		2	
			精神保健学		2	
		観光・まちづくりコース	人文地理学b		2	
			サブカルチャー論		2	
			風景のデザインa		1	
			風景のデザインb		1	
			余暇と観光の社会学		2	
			中心市街地の再生		2	
			中山間・離島地域論		2	
			自然環境の保全と共生		2	
			第六次産業論		2	
			社会起業家論a		1	
			社会起業家論b		1	
			観光・まちづくり演習a		2	
			観光・まちづくり演習b		2	
			国際観光論a		1	
			国際観光論b		1	
			観光政策論a		1	
			観光政策論b		1	
地域・観光資源論		2				
民俗学と観光a		1				
民俗学と観光b		1				
グリーンツーリズム論		2				

専門教育科目	専門基礎科目	メディア情報コース	データサイエンス入門a		1	所属コースから20単位以上(同コースの特定のユニットから8単位以上を含む)、専門教育科目全体(専門演習を除く)で36単位以上修得、かつ発展教育科目と合算して54単位以上修得
			データサイエンス入門b		1	
			データ分析手法a		1	
			データ分析手法b		1	
			情報数学a		1	
			情報数学b		1	
			データベース論		1	
			データベース演習		1	
			統計モデリングa		1	
			統計モデリングb		1	
			応用数学a		1	
			応用数学b		1	
			機械学習入門a		1	
			機械学習入門b		1	
			機械学習理論a		1	
			機械学習理論b		1	
			応用数学c		1	
			応用数学d		1	
			機械学習理論c		1	
			機械学習理論d		1	
			Unix演習a		1	
			Unix演習b		1	
			ゲームデザインa		1	
			ゲームデザインb		1	
			計算機基礎理論		1	
			コンピュータシステム論		1	
			システム開発技術論		1	
			インターネット論		1	
			インターネット演習		1	
			応用プログラミング		1	
			データ構造とアルゴリズム		1	
			情報デザイン論a		1	
			情報デザイン論b		1	
			マルチメディア論		1	
			地理情報基礎演習		1	
			画像情報処理		1	
			企業活動と情報システム		1	
			数値情報処理a		1	
			数値情報処理b		1	
			情報システムa		1	
情報システムb		1				
情報システムc		1				
情報システムd		1				

専門教育科目	応用演習科目	プロジェクト型応用演習1		2	4単位選択必修
		プロジェクト型応用演習2		2	
		超学際演習1		2	
		超学際演習2		2	
		サービス・ラーニング			
		課題解決実践演習			
		社会実習(インターンシップ)1		2	
		社会実習(インターンシップ)2		2	
		社会実習(インターンシップ)3		2	
		社会実習(インターンシップ)4		2	
		海外インターンシップ			
		国際ボランティア			
		産学連携型長期学外学修			
	専門演習	専門演習 I	4		8単位必修
		専門演習 II	4		
		専門演習[留学] I a		2	
		専門演習[留学] I b		2	
		専門演習[留学] I c		2	
		専門演習[留学] II		2	

発展教育科目	国際教養科目	多文化共生論		2	専門教育科目(専門演習を除く)と合算して54単位以上修得	
		文化人類学		2		
		日本文化論		2		
		英米文化論a		2		
		英米文化論b		2		
		国際関係学		2		
		グローバル社会と経済		2		
		国際経営論		2		
		国際協力・開発論		2		
		農業食料論		2		
		社会福祉士養成課程	社会福祉調査			2
	ソーシャルワーク演習Ⅰ			2		
	ソーシャルワーク演習Ⅱ			2		
	ソーシャルワーク演習Ⅲ			2		
	ソーシャルワーク演習Ⅳ			2		
	ソーシャルワーク演習Ⅴ			2		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ			1		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ			1		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ			1		
	ソーシャルワーク実習Ⅰ			2		
	ソーシャルワーク実習Ⅱ			3		
	ソーシャルワーク実習Ⅲ			3		
	外国語発展科目		中国語	中国語初級Ⅰ		
		中国語初級Ⅱ				2
		中国語初級Ⅲ				2
		中国語初級Ⅳ				2
		中国語中級				2
		中国語会話				2
		中国語リスニングⅠ				2
		中国語リスニングⅡ				2
		中国語講読				2
		中国語作文				2
		ロシア語		ロシア語Ⅰ		
			ロシア語Ⅱ			2
ロシア語Ⅲ				2		
ロシア語Ⅳ				2		
韓国語		韓国語Ⅰ		2		
		韓国語Ⅱ		2		
		韓国語Ⅲ		2		
		韓国語Ⅳ		2		
(留学生のみ) 日本語		日本語演習a		2		
		日本語演習b		2		
		日本語演習c		2		
	日本事情		2			

発展教育科目	外国語発展科目	発展英語	Active Listening and Reading(中級)		2	専門教育科目(専門演習を除く)と合算して54単位以上修得
			Active Listening and Reading(上級)		2	
			Intensive Listening and Reading		2	
			英米文学概論		2	
			英語文学講読a		2	
			英語文学講読b		2	
		留学外国語	短期語学留学1			
			短期語学留学2			
			実践外国語(期間、大学名)			
	キャリア発展科目	アントレプレナーシップ入門		2		
		アントレプレナーシップ基礎a		2		
		アントレプレナーシップ基礎b		2		
		アントレプレナーシップ基礎c		2		
		アントレプレナーシップ応用a		2		
		アントレプレナーシップ応用b		2		
リメディアル科目	国語基礎			修得が必須		
	数学基礎					

上記別表中、留学外国語の「実践外国語(期間、大学名)」及びリメディアル科目「国語基礎」「数学基礎」を除く科目はメディアを利用して行うことができる授業とし、60単位を超えない範囲で、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行うことができる。

国際学部 国際コミュニケーション学科

授 業 科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
スタディー導入科目	現代公益論	2		6単位必修	
	基礎演習	2			
	山形地域論	2			
リテラシー科目	情報科目	情報リテラシー	2	8単位必修	
		データリテラシー	2		
		基礎プログラミング I	2		
		基礎プログラミング II	2		
リテラシー科目	キャリア科目	キャリアデザインa	2		
		キャリアデザインb	2		
		企業研究セミナー			1
		文章表現法			2
		日経講座:メガトレンド論			2
		ジャーナリズムの倫理			2
		日経講座:デジタル社会論 ○			2
		セキュリティ論 ○			1
		AIと社会 ○			1
		哲学			2
基礎教育科目	リベラルアーツ・STEAM導入科目	倫理学		2	
		文学概論		2	
		心理学		2	
		教育学		2	
		日本史a		2	
		日本史b		2	
		西洋史a		2	
		西洋史b		2	
		英国庭園文化論		2	
		人文地理学a		2	
		世界地誌		2	
		社会調査論a		1	
		社会調査論b		1	
		環境社会学		2	
		政治学		2	
		ミクロ経済学		2	
		マクロ経済学		2	
		法学		2	
		ジェンダー論		2	
		貧困と福祉		2	
		特別支援教育		2	
		経済学		2	
		統計学a		2	
		統計学b		2	
		数学a		1	
		数学b		1	
物理学		2			
自然地理学a		1			
自然地理学b		1			

基礎教育科目から48単位以上修得(うち必修科目26単位)
リベラルアーツ・STEAM導入科目から選択必修(○印の科目から2単位以上)を含めて10単位以上を修得

基礎教育科目	外国語科目	英語科目	EAP1	2	8単位必修
			EAP2	2	
			EAP3	2	
			EAP4	2	
		多言語科目	中国語初級Ⅰ○	2	基礎教育科目から48単位以上 修得(うち必修科目26単位) 多言語科目の○印の科目から2 単位選択必修
			中国語初級Ⅱ	2	
			中国語初級Ⅲ	2	
			中国語初級Ⅳ	2	
			中国語中級	2	
			中国語会話	2	
			中国語リスニングⅠ	2	
			ロシア語Ⅰ○	2	
			ロシア語Ⅱ	2	
			ロシア語Ⅲ	2	
			ロシア語Ⅳ	2	
			韓国語Ⅰ○	2	
			韓国語Ⅱ	2	
			韓国語Ⅲ	2	
			韓国語Ⅳ	2	
			日本語教育とやさしい日本語○	2	
日本語手話○	2				
日本語演習a○	2				
日本語演習b	2				
日本語演習c	2				
日本事情	2				
専門教育科目	専門基礎科	共通専門科目	国際コミュニケーション概論	2	8単位必修
			多文化共生論	2	
			共創の技法入門	2	
			社会学	2	
		Ⅰ類 英語学・文学領域	English PresentationⅠ○	2	専門教育科目と発展教育科目 を合算して76単位以上(うち 必修科目16単位)を修得 専門基礎科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類の 選択科目のうち、各領域の○ 印の科目からそれぞれ6単位を 選択必修
			英語学概論○	2	
			英米文学概論○	2	
			英語音声学○	2	
			Intensive ReadingⅠ○	2	
			Academic Writing	2	
			Advanced English Communication	2	
			English PresentationⅡ	2	
			Intensive ReadingⅡ	2	
			英文法	2	
			英語音声学演習	2	
			通訳演習	2	
			Tourism EnglishⅠ	2	
			英語文学講読a	2	
			英語文学講読b	2	
			比較文学	2	

17目	専門教育科目	Ⅱ類 多文化理解領域	異文化コミュニケーション ○		2	専門教育科目と発展教育科目を合算して76単位以上（うち必修科目16単位）を修得 専門基礎科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類の選択科目のうち、各領域の○印の科目からそれぞれ6単位を選択必修	
			日本文化入門 ○		2		
			文化人類学 ○		2		
			質的調査法 ○		2		
			グローバル化時代の地域社会○		2		
			英国森林文化論		2		
			英米文化論a		2		
			英米文化論b		2		
			国際化とインクルーシブ社会		2		
			サブカルチャー論		2		
			映像文化論		2		
			国際メディア論		2		
			庄内の食と文化		2		
			日本外交史		2		
			コミュニケーションの心理学		2		
			多文化共生演習		2		
			多文化フィールドワーク1		2		
			多文化フィールドワーク2		2		
		専門基礎科目	Ⅲ類 国際社会領域	国際社会学 ○			2
				国際関係学 ○			2
移民・難民論 ○				2			
グローバル社会と経済 ○				2			
社会調査演習 ○				2			
国際社会と法				2			
農業食料論				2			
グローバルコモンズと法				2			
国際協力・開発論				2			
NPO・NGO論				2			
人権とソーシャルワーク				2			
東南アジアの政治と社会				2			
国際経営論				2			
国際観光論				2			
応用演習科目	プロジェクト型応用演習Ⅰ		2	4単位選択必修			
	プロジェクト型応用演習Ⅱ		2				
	海外探究型実践プログラム		2				
	社会実習（インターンシップ）		2				
専門演習	専門演習Ⅰ	4		8単位必修			
	専門演習Ⅱ	4					
発展教育科目	外国語発展科目	発展外国語	Active Listening and Reading(中級)		2	専門教育科目と発展教育科目を合算して76単位以上(うち必修科目16単位)を修得 留学外国語から2単位以上を選択必修	
			Active Listening and Reading(上級)		2		
			Intensive Listening and Reading		2		
			中国語リスニングⅡ		2		
			中国語講読		2		
			中国語作文		2		
	教職課程	英語科教育法Ⅰ		2			
		英語科教育法Ⅱ		2			
		英語科教育法Ⅲ		2			
		英語科教育法Ⅳ		2			

発展教育科目	外国語発展科目	留学外国語	短期留学a		2	専門教育科目と発展教育科目を合算して76単位以上(うち必修科目16単位)を修得 留学外国語から2単位以上を選択必修
			短期留学a(オンライン)		2	
			短期留学b		3	
			中期留学a		6	
			中期留学b		8	
			中期留学c		10	
	キャリア発展科目	アントレプレナーシップ入門		2		
		アントレプレナーシップ基礎a		2		
		アントレプレナーシップ基礎b		2		
		アントレプレナーシップ基礎c		2		
		アントレプレナーシップ応用a		2		
		アントレプレナーシップ応用b		2		

別表第1の2（第77条関係）

＜公益学専攻修士課程＞

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
共通科目	公益学総論	2		必修6単位修得 選択4単位以上修得
	論文作成法	2		
	共創の技法	2		
	情報基礎		2	
	統計学		2	
	社会調査論		2	
	哲学		2	
	倫理学		2	
	ゲーム理論		2	
専門科目	公共経営研究1		2	選択8単位以上修得
	公共経営研究2		2	
	公共経営研究3		2	
	公共経営研究4		2	
	公共経営研究a		2	
	公共経営研究b		2	
	公共経営研究c		2	
	公共経営研究d		2	
	公共経営研究e		2	
	公共経営研究f		2	
	国際関係研究1		2	
	国際関係研究2		2	
	国際関係研究3		2	
	国際関係研究4		2	
	国際関係研究a		2	
	国際関係研究b		2	
	国際関係研究c		2	
	国際関係研究d		2	
	国際関係研究e		2	
	情報科学研究1		2	
	情報科学研究2		2	
	情報科学研究3		2	
	情報科学研究4		2	
	情報科学研究a		2	
	情報科学研究b		2	
	情報科学研究c		2	
	情報科学研究d		2	
	情報科学研究e		2	
	地域共創研究1		2	
	地域共創研究2		2	
	地域共創研究3		2	
	地域共創研究4		2	
	地域共創研究a		2	
	地域共創研究b		2	

	地域共創研究 c		2	
	地域共創研究 d		2	
	地域共創研究 e		2	
発展科目	スクールソーシャルワーク演習*		2	
	スクールソーシャルワーク実習指導*		2	
	スクールソーシャルワーク実習*		2	
	プロジェクト a		2	
	プロジェクト b		2	
	プロジェクト c		2	
	プロジェクト d		2	
	特別セミナーa		2	
	特別セミナーb		2	
	特別セミナーc		2	
	特別セミナーd		2	
自由科目	教育行政*		2	修了要件単位には含まない
	生徒指導論*		1	
	進路指導論*		1	
	教育心理学*		2	
	教育相談の理論と方法*		2	
	精神保健学*		2	
	児童・家庭福祉論*		2	
	公的扶助論*		2	
	教育学*		2	
演習科目	演習 I	2		必修 8 単位修得 科目名に「a」または「b」が付してある科目は、長期履修生用の必修科目
	演習 II	2		
	演習 III	2		
	演習 IV	2		
	演習 I a	1		
	演習 I b	1		
	演習 II a	1		
	演習 II b	1		
	演習 III a	1		
	演習 III b	1		
	演習 IV a	1		
	演習 IV b	1		
	演習 (副)		2	
	演習 (副) a		1	
	演習 (副) b		1	

※ 選択科目の修得単位については以下のとおり。

共通科目から 4 単位以上、専門科目から 8 単位以上（うち主となる研究領域の 1～4 を付番した科目から 4 単位以上、a～e を付した科目から 4 単位以上）、その他、選択単位全体で 12 単位以上修得。

※ 自由科目の修得単位は、修了要件単位に含まない。

※ 演習科目のうち、科目名に「a」または「b」が付してある科目は、長期履修生用の必修科目。

※ 自由科目以外は、メディアを利用して行うことができる授業。科目担当教員があらかじめ指定した日時に、パソコンそのほか双方向の通信手段によって行うことができる。

※ 「*」を付した科目は、スクールソーシャルワーク教育課程受講生のみが履修可能。

<公益学研究専攻博士後期課程>

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
公益学研究科目	公益学研究 a		2	選択 4 単位以上修得
	公益学研究 b		2	
	公益学研究 c		2	
	公益学研究 d		2	
	公益学研究 e		2	
	公益学研究 f		2	
キャリア科目	キャリアディベロップメント		2	
研究指導科目	研究指導 I	2		必修 12 単位修得 「博士論文指導 I ～ VI」は、「研究指導 I ～ VI」の単位を修得済みの者のみ履修が可能（在学延長者及び留年者用科目）
	研究指導 II	2		
	研究指導 III	2		
	研究指導 IV	2		
	研究指導 V	2		
	研究指導 VI	2		
修了要件外科目	博士論文指導 I		2	
	博士論文指導 II		2	
	博士論文指導 III		2	
	博士論文指導 IV		2	
	博士論文指導 V		2	
	博士論文指導 VI		2	

※ 「博士論文指導 I ～VI」は、「研究指導 I ～VI」の単位を修得済みの者のみ履修が可能（在学延長者及び留年者用科目）。

※ 本課程の全科目は、メディアを利用して行うことができる授業。科目担当教員があらかじめ指定した日時に、パソコンそのほか双方向の通信手段によって行うことができる。

別表第2(第39条関係)

授 業 科 目	単位数		履修時期	備考
	必修	選択		
地理学フィールドワーク		2	2年春学期以降	
体育と健康a	1		2年春学期以降	
体育と健康b	1		2年秋学期以降	
<u>教職入門</u>	2		1年秋学期以降	
<u>教育原理</u>	2		2年春学期以降	
<u>教育行政</u>	2		2年春学期以降	
<u>教育心理学</u>	2		1年秋学期以降	
<u>憲法</u>	2		1年秋学期以降	国際学部教職課程履修者のみ対象
<u>社会科・公民科指導法Ⅰ</u>	2		2年春学期以降	中学(社会)・高校公民科必修
<u>社会科・公民科指導法Ⅱ</u>	2		2年春学期以降	中学(社会)・高校公民科必修
<u>社会科・地歴科指導法Ⅰ</u>	2		2年春学期以降	中学(社会)・高校地理歴史科必修
<u>社会科・地歴科指導法Ⅱ</u>	2		2年春学期以降	中学(社会)・高校地理歴史科必修
<u>地理学</u>		2	2年春学期以降	中学(社会)のみ必修
<u>道德教育指導論</u>		2	2年春学期以降	中学のみ必修
<u>総合的な探究の時間の指導法</u>	1		2年春学期以降	
<u>特別活動指導法</u>	1		2年春学期以降	
<u>教育課程の編成とICT活用を含む教育の方法</u>	2		2年春学期以降	
<u>生徒指導論</u>	1		2年春学期以降	
<u>進路指導論</u>	1		2年春学期以降	
<u>教育相談の理論と方法</u>	2		2年春学期以降	
<u>介護等体験</u>		2	2年の春・秋学期	中学のみ必修
教職実践演習(中・高)	2		4年秋学期	
教育実習Ⅰ	2		4年春学期以降	
教育実習Ⅱ		2	4年春学期以降	中学のみ必修
実習指導	1		3年の春・秋学期又は4年の春学期	

※ただし、秋入学者の場合は入学時から履修を開始できるものとする。

上記別表中、下線のある科目はメディアを利用して行うことができる授業とし、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行うことができる。

別表第3(第60条関係)

免許状の種類	免許教科	備考
中学校教諭一種普通免許状	社会	
中学校教諭一種普通免許状	英語	
高等学校教諭一種普通免許状	公民	
高等学校教諭一種普通免許状	地理歴史	
高等学校教諭一種普通免許状	英語	

別表第4(第40条及び第61条関係)

指定科目等名	時間数	本学科目名	時間数	単位数	履修方法
医学概論	30	医学一般	30	2	1年次以降
心理学と心理的支援	30	心理学	30	2	1年次以降
社会学と社会システム	30	社会学	30	2	1年次以降
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉学a・b	60	4	1年次以降
社会福祉調査の基礎	30	社会福祉調査	30	2	2年次以降
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職 a・b	60	4	1年次以降
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30				
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法a～ d	120	8	2年次以降
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60				
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉と包括的支援体制 I・II	60	4	2年次以降
福祉サービスの組織と経営	30	福祉経営論	30	2	2年次以降
社会保障	60	社会保障論a・b	60	4	2年次以降
高齢者福祉	30	高齢者福祉論	30	2	2年次以降
障害者福祉	30	障害者福祉論	30	2	2年次以降
児童・家庭福祉	30	児童・家庭福祉論	30	2	2年次以降
貧困に対する支援	30	公的扶助論	30	2	2年次以降
保健医療と福祉	30	医療福祉論	30	2	2年次以降
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護と成年後見	30	2	2年次以降
刑事司法と福祉	30	刑事司法と福祉	30	2	2年次以降
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習 I～V	150	10	2年次以降
ソーシャルワーク演習(専門)	120				
ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導 I～III	90	3	2年次以降
ソーシャルワーク実習	240	ソーシャルワーク実習 I～III	240	8	2年次以降
合計	1,200	合計	1,200	69	
備考	実習科目(ソーシャルワーク実習指導 I～III、ソーシャルワーク実習 I～III)の履修定員は、60名とする。				